

申請

平成27年10月23日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

福島県知事
内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成27年9月30日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること
福島市旧大笹生村及び南相馬市旧石神村において産出された小豆
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

別紙

福島県出荷制限解除後の検査計画と生産・出荷体制

1 出荷制限を解除する範囲

下記の対象区域で産出される小豆

市町村名	対象区域
福島市	旧大笹生村
南相馬市	旧石神村

2 検査結果等の状況

(1) モニタリング検査結果について

上記1の区域で産出される 26年産小豆について、「検査計画、出荷制限等の品目・区画の設定/解除の考え方」(平成26年3月20日付け原子力災害対策本部長公表)IVに基づき作成した「出荷制限区域において産出された小豆に関する福島県管理計画」により、生産者全戸の生産量を管理の上、全袋検査を実施した結果、全て基準値を下回った。

<検査結果概要>

年産	品目	市町村名	不検出～ 10Bq/kg以下	10超～ 50Bq/kg	50超～ 100Bq/kg	100Bq/kg超	合計	最大値	備考
H24	小豆	福島市	9	9	1	1	20	170	
		うち 大笹生村	0	1	0	1	2	170	モニタリング(通常)後に全量 廃棄処分
		うち 上記以外	9	8	1	0	18	80	
		南相馬市	1	5	0	1	7	110	
		うち 石神村	0	0	0	1	1	110	モニタリング(通常)後に全量 廃棄処分
		うち 上記以外	1	5	0	0	6	49	
H25	小豆	福島市	10	1	0	0	11	12	
		うち 大笹生村	5	0	0	0	5	9.4	
		うち 上記以外	5	1	0	0	6	12	
		南相馬市	8	7	0	0	15	31	
		うち 石神村	2	0	0	0	2	7.2	
		うち 上記以外	6	7	0	0	13	31	
H26	小豆	福島市	30	2	0	0	32	15	
		うち 大笹生村	6	0	0	0	6	8.2	
		うち 上記以外	24	2	0	0	26	15	
		南相馬市	6	3	0	0	9	18	
		うち 石神村	1	2	0	0	3	18	
		うち 上記以外	5	1	0	0	6	12	

※ なお、過去に基準値を超過して、それ以降作付けの無い農家（基準値超過以後、検査を受けていない農家）がいるが、市町村は今後作付けの有無を毎年確実に確認し、作付けを再開する場合は、市町村とともに県が吸収抑制対策実施の徹底を指導するとともに、優先してモニタリング検査を実施して、出荷前の管理を徹底する。

(2) 吸收抑制対策について

- 県は平成26年4月21日に「農業技術情報 大豆とそばの放射性セシウム吸収抑制対策」を発出し、上記1の市及び該当JAに通知。なお、小豆は大豆と同様

の対策をすることとした。

- 上記1の市及び該当JAでは、県からの通知を受け、生産者へ吸収抑制対策の指導を実施。
- 土壌分析結果に基づき、土壌中の交換性カリ濃度が50mg/100g程度になるよう、カリ資材の施用を指導。(福島県営農再開支援事業の補助金を活用)
※「農業技術情報 大豆とそばの放射性セシウム吸収抑制対策」は別紙資料1のとおり。

3 出荷制限解除後の生産・出荷体制

解除後も、上記1の市で産出される小豆について、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部決定)に則して適切にモニタリング検査を実施し、公表していく。

なお、モニタリング検査の実施に当たっては、これまでと同様に、あらかじめ出荷等の自粛を要請し、検査を実施する。

(1) 生産段階

県は、上記1の市に対し、JAと連携するなどした小豆作付予定生産者の作付前の確実な把握及び十分なカリ施用等の吸収抑制対策の徹底(全農家に対する普及啓発とともに、小豆作付予定生産者へは重点的に周知徹底)を指導するとともに、その実施状況の確認を行う。

特に過去に基準値を超過したほ場において作付けされる場合は、吸収抑制対策の実施を巡回指導で行うとともに、基準値超過以降新たに小豆を作付けする場合は、優先してモニタリング検査を実施し、出荷前の管理を徹底する。

また、県は、当該地域の全検体のモニタリング検査が終了するまで出荷を自粛するよう、生産者及び生産者団体に要請する。

(2) 流通段階

小豆の出荷・販売にあたって、県は、上記1の市及び該当JAと連携し、生産者及び生産者団体に対し、出荷先及び販売先等の記録の保存を求め、流通の捕捉ができるよう指導する。

また、県は、当該地域の全検体のモニタリング検査が終了するまで流通しないよう、生産者及び生産者団体等に要請する。

(3) 検査体制

原子力災害対策本部が定める「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、特に、過去に高い放射性セシウムが検出した地点を優先し、適切にモニタリング検査を実施し、その結果について公表する。

4 その他

基準値を超過した小豆については埋設処分等を行っている。

(参考) 解除申請地域がわかる県地図(別紙資料2)